

地域調整率について

子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱別表の3欄に定める地域調整率（二次医療圏別）については、下記のとおりですので、補助申請額の算出にあたっては、該当する地域調整率を確認願います。

(所在圏域人口10万対看護職員就業数)÷(全道平均人口10万対看護職員就業数)×100	地域調整率
80%未満	1.15
80%以上90%未満	1.1
90以上97未満	1.05
97以上	1.0

二次医療圏別の調整率

第二次保健医療福祉圏	地域調整 (所在圏域人口10万対看護職員就業数)÷(全道平均人口10万対看護職員就業数)×100	該当する地域調整率
南 渡 島	111.1%	1.0
南 檜 山	78.2%	1.15
北 渡 島 ・ 檜 山	92.3%	1.05
札 幌	101.4%	1.0
後 志	100.0%	1.0
南 空 知	92.2%	1.05
中 空 知	132.3%	1.0
北 空 知	132.9%	1.0
西 胆 振	121.1%	1.0
東 胆 振	81.2%	1.1
日 高	68.4%	1.15
上 川 中 部	118.3%	1.0
上 川 北 部	92.9%	1.05
富 良 野	82.0%	1.1
留 萌	84.2%	1.1
宗 谷	77.9%	1.15
北 網	91.0%	1.05
遠 紋	81.3%	1.1
十 勝	86.4%	1.1
釧 路	97.3%	1.0
根 室	57.5%	1.15

※二次医療圏域一覧については、別紙参照